

## 熊本県個人情報保護制度審議会議事録

1 日 時 平成27年7月27日（月）午前9時30分から正午まで

2 場 所 熊本県庁行政棟本館 審議会室

3 出席者

審議会委員 衛藤会長 金澤委員 澤田委員 孫委員 徳村委員 浪本委員  
実施機関 県央広域本部宇城地域振興局総務振興課 脇上主幹 岡本主事  
熊本県総務部税務課 清水課長補佐 古閑参事  
事務局 県政情報文書課 田原課長 守屋課長補佐 永田主幹 山富主事  
情報企画課 島田情報企画監 有働主任主事

※ 取材あり（途中退席）

4 議事等

- (1) 条例第7条第3項第8号の本人以外からの個人情報の収集についての意見の聴取  
（ドライブレコーダーによる個人情報の収集）
- (2) 熊本県個人情報保護条例の一部改正について
- (3) 条例第35条第2項第2号の評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱い  
についての意見の聴取  
（県税の賦課徴収等に関する事務）

5 審議内容

会 長

それでは、議事次第に従って進めてまいります。  
まず、本日の議事について、事務局から説明をお願いします。

事務局

次のとおり予定しておりますので、よろしくお願いいたします。  
① 条例第7条第3項第8号の本人以外からの個人情報の収集について  
（ドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務）  
② 熊本県個人情報保護条例の一部改正について  
③ 条例第35条第2項第2号の評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱い  
についての意見の聴取  
（県税の課税徴収等に関する事務）  
以上でございます。

会 長

その他、事務局から何かございますか。

事務局

配付資料の確認をさせていただきます。  
〈資料確認〉

(1) ドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務について

会 長            それでは、審議に移りたいと思います。  
                  まず、知事から諮問がありました「ドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務」について、審議を行います。

                  審議に先立ち、条例第7条第3項第8号により例外的に本人以外から個人情報を収集する場合の考え方等について、事務局から説明をお願いします。

事務局            〈熊本県個人情報保護条例解釈運用基準、資料1－2により概要説明〉

会 長            ただ今の事務局からの説明を受けて、御質問等ございますか。

各委員            (質問等なし)

会 長            それでは、実施機関からの説明をお願いします。

宇城振興局        〈資料1－1により説明〉

会 長            ただ今の実施機関からの説明について、御意見、御質問等ございますか。

浪本委員          宇城振興局の公用車は、通常、どのくらいの走行時間になると想定されているのですか。

宇城振興局        管内が東西に50キロほどありまして、振興局はほぼ中央にございますので、片道30キロとして、往復でも一時間弱程度であると考えております。通常の運転であれば、最初の30分で記録した映像は、上書きされてしまうものと思います。

浪本委員          その点が少し気になります。例えば、局から出て局へ帰るまでの間すべてが記録されていた方が、安全運転意識の向上につながるのではないかと思います。4GBで30分間録画できるとのことでしたので、例えば、容量を少し増やして8GBにして、一時間ないし一時間半録画できるようにして、局から出先まで行って、局へ帰るまですべてを録画できるようにした方がよいのではないかという気がいたしました。

                  最初の30分は上書きされてしまうから、多少荒っぽく運転してもよいだろうとか、そのようなことはないとは思いますが、慣れてくると、画像が消えてしまうことを前提に、そのようなことが起こる可能性もないことはないかなと。

宇城振興局        4GBというのは、もともとレコーダー付属のメモリがこうであるということですので、メモリの容量を増やせば録画時間を延ばすことは可能です。今回、4GBといたしましたのは、個人情報を保存する期間は、なるだけ短期間にした方がよいのではという考えのもと、このように設定したところでございますが、今のような御意見をいただきましたので、検討したいと思います。

浪本委員          目的が安全運転意識の向上ということですので、そちらの方がよいかなと。

会 長            私からも質問よろしいでしょうか。  
                  設置を必要とする理由あるいは事情のところ、宇城振興局の事故率が他の振興局と

比べて高いところから、このようなドライブレコーダーの設置を検討されているとのことですが、例えば、他の地域振興局においても、ドライブレコーダーの設置の必要性は検討されているのでしょうか。

宇城振興局

私どもの聞いている範囲では、昨年、天草振興局において設置の検討をしていたとの話を聞いております。しかし、その後確認を行いましたら、諸般の事情のため、取り止めたとのことでした。

県において、このような交通事故防止対策についての取組みは、全ての職員が取り組むべき事項として、人事課の方で特定課題研修のテーマとして設定され、全庁的に取り組むこととなっておりますが、それ以外の部分については、各出先に任されていることもあり、他の所属がどのような取組みをしているかについて、お答えできるところではございませんが、宇城振興局においては、事故率の高さも踏まえた上で、このような取組みを実施してみようというところでございます。

会 長

私が疑問に思っておりますのが、事故率が高いという数字のみで宇城振興局が設置をしたいと思われているのか、それとも、設置目的とされている安全運転意識、運転マナーの向上、交通事故発生時の迅速な処理という目的の方が重要であるから設置したいと思っておられるのかということです。もし、そのような目的が重要であるのならば、宇城振興局に限らず、県の公用車全体として設置を検討する必要があるのではないかと考えます。どうして宇城振興局のみが、数字が高いからという理由で先に設置することになるのか。

設置すること自体に疑問を持っているわけではありませんが、目的に照らせば、全庁的に取り組んでもよいのではないかと思うのですが。

事務局

その部分につきましては、現時点で、県の方針として意思決定をしたうえで設置を行うおとしているわけではございませんので、それぞれの公用車を管理している現場で判断するというスタンスでございます。ただ、このように宇城振興局が先駆けて設置を行うことで、今後、他所属へも波及していく可能性はございますので、そのような場合には、県全体での設置についてどのように行っていくのかという検討が必要になると考えます。

澤田委員

質問というよりは、今のお話しに關しての私自身のコメントになりますけれども、宇城振興局においては、他の振興局より事故率が高いことを受けて、レコーダーを設置したいと、それは所属の判断だと思いますが、設置に当たっては、設置による効果について、積極的に本庁及び各振興局と情報共有を図っていただければと思います。事故率が高いからレコーダーを設置し、職員の安全運転意識を高めるというのは、正直、私としては、あまり好ましい理由ではないのですけれど、交通事故発生時の迅速な事故処理、解決に役立つというポジティブな理由であれば、非常に効果はあると思いますので、県全体で取り組む意味というものも十分考えられるのではないかと考えます。ですから、ぜひ、その効果について周知を図っていただければと、このような効果があるのならば、県全体で取り組もうと、そういう流れになると思いますので。そこはぜひ、御検討いただければと思います。

宇城振興局

今、御意見をいただいたところでございますが、やはり4年前の死亡事故というものが職員の意識にありまして、事故が起きると、本来私たちは県民の方々のために仕事をしているはずであるのに、逆に、事故によって、県民の方の大切な命を奪ってしまうと

ということになってしまいますので、そのようなことは避けたいというのが、局の職員一同の気持ちであるというところでございます。

徳村委員 具体的な要項の内容について、よろしいでしょうか。資料1-1の8ページ、要項等の比較表のところ、データの確認、分析を行う者という項目があり、宇城振興局のみ他の自治体が定められているより一つ多い理由と、「総括管理責任者が認めた者」というのは、具体的にどのような者を想定されているのでしょうか。

宇城振興局 管理責任者は各部の副部長で、総括管理責任者は次長となりますけれども、例えば、事故が発生した場合、それが土木部の所管する公用車である場合は、本庁の主管課や、人事課等も入って実際の解決に当たっていくこととなりますので、局の職員のみならず、本庁の関係者や、保険会社も含めて解決に当たることとなりますので、③にはそのような場合を想定しております。

徳村委員 ①と②は、地域振興局の職員の方を想定されていて、③は本庁の方を想定されていると。

澤田委員 つまり、他の自治体は、市本体の基準であるけれども、宇城振興局分については、県本体ではなくて、出先機関で定めた要項であるから、③を付け加えているということでしょうか。例えば、本庁の人事課の方がデータを確認しなければならないという場合も想定されることから、③を追加していると。

宇城振興局 そうでございます。

徳村委員 地域振興局内だけで分析するのではなくて、本庁の方もそれに加わって分析できるようにということですね。分かりました。

会 長 孫委員は何かございますか。

孫委員 公用車が全部で32台ある中で、7台のみ設置するとのことですが、どうやって選定するのですか。

宇城振興局 使用頻度の高さや走行距離の長さによって、選定することを考えております。ただし、公用車は各課で所有していることから、特定の車両は特定の職員しか運転しないという状況があり、一部の者にしか効果が及ばないこととなってしまいますので、走行距離や使用頻度を参考としながら、設置する車両を変更しながらの運用を考えているところでございます。

孫委員 公用車は、32台、ほぼ毎日走るものなのですか。それとも、ほぼ毎日走るのは、だいたい7台くらいなので、7台設置するということなのですか。

宇城振興局 32台が毎日出払っているということではございません。

孫委員 使用頻度が高いのが、7台くらいだと。

宇城振興局 そうでございます。

浪本委員 先ほど御説明があったのですが、他の自治体の取組みとして、公用車にドライブレコーダー設置車であることを表示するというものがありました。そのような取組みはされないのですか。

宇城振興局 要項を作成する際に検討は行いましたが、設置車両を変更する予定があることを考えると、どのように表示を変えるかという問題があり、今回の要項案には盛り込んでいないところでございます。

澤田委員 他の自治体では、ドライブレコーダー搭載車であることを表示することをもって、個人が撮影されることを疑似的に同意したものとみなすとした事例もありました。そのような中で、設置車両を変更するからという理由で、表示については要項に盛り込んでいないということでしたけれども、無断で撮影されているという認識になってしまうのではないのでしょうか。

ステッカー等で構わないと思いますので、そのような表示を行った方が、他自治体の取扱いとの整合性も取れるのではないのでしょうか。

宇城振興局 他自治体がどのような形で表示を行っているのか確認を行ったうえで、対応を検討したいと思います。

会 長 今おっしゃった点は、ある意味、技術的な点があると思いますが、それほど困難を伴うものとも思いませんので、むしろ、知らないうちに県の公用車に撮影されていた、権利侵害だと言われたいためにも、県民の方がはっきりと見て分かるように、表示を行った方がよいのではないかと思います。御検討をお願いします。

宇城振興局 承知しました。

会 長 それでは、いくつか意見が出ましたが、審議会としては、今回の諮問案件については妥当と判断してよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 具体的な答申文については、事務局と私の間で調整させていただきます。それでは、実施機関の方は退室されて結構です。

〈宇城振興局職員退室〉

**(2) 熊本県個人情報保護条例の一部改正について**

会 長 それでは続きまして、熊本県個人情報保護条例の一部改正について、審議を行いたいと思います。

まず、実施機関からの説明をお願いいたします。

県政情報文書課 〈資料2により説明〉

会 長 一つよろしいでしょうか。資料2-3の1ページ、改正の趣旨の第1行目、「行政

手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）」となっておりますが、これは、資料2-1の1ページ、第2条の定義規定では、同様の法律を「番号利用法」と略称を置いておりますが、これは「番号利用法」で統一をするのでしょうか。

県政情報文書課

そうでございます。

会 長

それでは、資料2-3においても、番号利用法で統一していただければと思います。別の法律だと誤解してしまいますので。

県政情報文書課

修正いたします。

会 長

今の実施機関からの説明について、御質問等ございますか。

浪本委員

一点よろしいでしょうか。資料2-3の2ページの、オンライン結合による提供の項目ですが、条例改正案としては、資料2-1の4ページに、例外規定の第1号として「法令等に定めがあるとき」という規定を加えてあります。この改正に該当する番号利用法の規定を調べましたところ、法第21条が関連していて、社会保障や税等の情報を、情報提供ネットワークシステムを用いてやりとりすることとされておりますが、この例外規定で述べられている法令等というのは、番号利用法のこの規定にある情報提供ネットワークシステムでの情報連携のことを想定されているという理解でよろしいでしょうか。

県政情報文書課

そうでございます。

浪本委員

今のところ、想定されている法令等というのは、この規定のみですか。

県政情報文書課

そうでございます。

浪本委員

将来的には、医療情報等とも連携が進んでいくというようなことはあるのでしょうか。

県政情報文書課

法律の方でそのような検討が進んでいけば、そのような連携も出てくるのではないかと思います。

会 長

他に御意見、御質問等ございますか。

各委員

〈質問等なし〉

会 長

それでは、本案件については、妥当であると判断してよろしいでしょうか。

各委員

〈異議なし〉

会 長

では、本案件については妥当と判断いたします。  
具体的な答申文については、会長一任とさせていただきます。

(3) 条例第35条第2項第2号の評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱い  
についての意見の聴取（県税の賦課徴収等に関する事務）

会 長        それでは、引き続き、条例第35条第2項第2号の評価書に記載された特定個人情報  
ファイルの取扱いについての意見の聴取を行います。

              審議に先立ちまして、条例第35条第2項第2号の規定の考え方について、事務局か  
ら説明をお願いします。

事務局        〈解釈運用基準、資料3参考により説明〉

会 長        ただ今の事務局からの説明について、御質問等ございますか。

各委員        〈質問等なし〉

会 長        では、この他、事務局から何かございますか。

事務局        審議の進め方について、御提案させていただきます。前回、住民基本台帳ネットワ  
ークシステムに係る事務の第三者点検を行った際と同様に、事務局において、国の委員会  
から示されております審査の観点における主な考慮事項を踏まえ、評価書のチェックリ  
ストを作成しております。資料の3-2となっております。

              全項目評価書においては、評価項目が大変多くなっておりますので、こちらのチェッ  
クリストの1ページごとに、実施機関からの説明、事務局からのチェックリストについ  
ての説明、それらを受けて、当該項目について御審議をいただければと考えております  
。

              また、本日、時間内に審議が及ばなかった項目につきましては、来月開催予定の審議  
会において継続して御審議いただければと考えております。

会 長        それでは、具体的な審議に移りたいと思います。

              表紙につきましては、全体的な内容となっておりますので、最後に審議することとし  
て、まず、資料3-1の4ページ、基本情報の項目から、実施機関の説明をお願いいた  
します。

税務課        〈資料3-1、4ページ～6ページにより説明〉

事務局        〈資料3-2、2ページにより説明〉

会 長        今、説明のあった項目について、御意見、御質問等ございますか。

各委員        〈意見等なし〉

会 長        それでは、次の項目について、御説明をお願いいたします。

税務課        〈資料3-1、7ページ～9ページ、10ページ～17ページ、18～19ページにより説明〉

事務局        〈資料3-2、3ページ、4ページ、5ページにより説明〉

澤田委員 チェックリストの項目24及び25に係るところになりますが、研修の内容や頻度は、どのようなものでしょうか。

税務課 研修につきましては、評価書の26ページにも簡単に記載しておりますが、通常の税務事務についての研修が種々ございまして、その中で、情報セキュリティについても併せて研修をすることとなっております。税の研修としてどのようなものがあるかと申し上げますと、まず初任者・新任者に対する研修、課税の各税目別の部門ごとの研修、収税部門の研修、管理監督者に対する研修等、個別に行っておりまして、その中で、セキュリティについても取り上げることでございます。

会 長 項目31について、その他のリスクとして想定されるものはないということでしょうか。

税務課 そうでございます。

澤田委員 戻ってしまいますが、一点よろしいでしょうか。業務を外部に委託されておりますが、委託先においては、その委託先が責任を持って、委託業務の一環として、情報セキュリティ等に関する研修を行うこととされているということでしょうか。

税務課 委託先においては、委託契約の際、その契約の中で、個人情報の取扱いに関する特記事項として、研修等を行うこととしております。

金澤委員 研修の話に戻ってしまいますが、その研修は毎年行われているのでしょうか。

税務課 先ほど申し上げた研修につきましては、毎年1回は必ず実施しております。

金澤委員 それでしたら、先ほどの評価書の記載が少し漠然としておりますので、年1回以上というような具体的な実施回数を書いていただけたら、県民の方々もより安心感を持たれるのではないかと思います。

会 長 それでは時間になりましたので、本日の審議はここまでとし、残りの項目につきましては、次回の審議会に継続して審議を行いたいと思います。実施機関の皆様におかれましては、大変お疲れ様でした。

#### 次回の審議会について

会 長 次回の審議内容につきましては、継続して第三者点検を行うこととして、日程について、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 事前の調整の結果、8月31日（月）午前10時からの開催を予定しております。御確認をお願いいたします。

会 長 それでは、これで本日の審議会を終了いたします。